

# 埼玉県海外オンライン展示会等出展支援事業補助金 Q & A

## 1 補助対象者について

**Q 1-1 : 個人事業主ですが応募できますか。**

A 1-1 : 対象となります。

**Q 1-2 : NPO法人ですが応募できますか。**

A 1-2 : 対象となります。

**Q 1-3 : 法人格を持たない複数の企業のグループですが応募できますか。**

A 1-3 : 代表1社(者)が事業経費の執行管理を全て管理する場合は応募できません。

**Q 1-4 : これから創業する予定ですが、応募できますか。**

A 1-4 : 少なくとも1回以上の確定申告を行っていることが応募の条件となります。

## 2 補助対象事業について

**Q 2-1 : プロモーション動画等とは何か。**

A 2-1 : ①外国向けプロモーション動画(外国語のテロップやナレーションが付されたもの)、②ホームページの多言語化、③デジタルパンフレットです。

**Q 2-2 : ①外国向けプロモーション動画、②ホームページの多言語化、③デジタルパンフレットの全てを作成できますか。**

A 2-2 : ①~③の中で選んでいただいても、全て実施していただいても問題ありません。ただし、補助上限額は合計で30万円となります。

**Q 2-3 : 自社で作成するプロモーション動画等、自社で行う翻訳費は対象になりますか。**

A 2-3 : 自社で対応するものは対象外です。日本国内の業者に外注し、円建て払いするものが対象となります。

**Q 2-4 : 国内で開催される展示会・商談会で使用する外国向けプロモーション動画等は対象になりますか。**

A 2-4 : 海外ビジネスの展開を目的としたものが対象となります。

**Q 2-5 : 動画作成を外注したいが、心当たりがない。どうすればよいか。**

A 2-6 : 県が動画作成業者探しのアドバイスをいたします。

**Q 2-6 : 既に海外ビジネスを目的とした展示会・商談会で使用するプロモーション動画等を作成したことがあります対象になりますか。**

A 2-6 : 下記のケースであれば対象となります。

- (1) 既作成プロモーション動画等とは別の国・地域を対象とするプロモーション動画等の作成
- (2) 「新たな製品・技術」のプロモーション動画等の作成

**Q 2-7 : 作成した外国向けプロモーション動画等はオンライン展示会への掲載が必須ですか。**

A 2-7 : 補助期間内での掲載は必須としていませんが、事業計画書に出展予定の展示会や、参加予定の商談会等について記載していただきます。

**Q 2-8 : 事業計画書に記載する出展予定の展示会等は、海外の展示会でなければなりませんか。**

A 2-8 : 国内の展示会でも海外のバイヤーが参加するなど海外への販路拡大を目的としたものであれば問題ありません。

**Q 2-9 : 作成する動画の規格等に条件はあるか。**

A 2-9 : ございませぬ。しかしながら、オンライン展示会によっては掲載できる動画の規格等に基準が設けられている場合がございますので、あらかじめご確認ください。

### 3 補助対象経費について

**Q 3-1 : 交付決定日 (R3. 12月中旬予定) までにプロモーション動画等を作成した場合、対象になりますか。**

A 3-1 : なりませぬ。交付決定日以降に着手 (契約・申込) した経費のみが対象となります。

**Q 3-2 : 交付決定日までに徴取した見積は対象になりますか。**

A 3-2 : 見積書の徴取のみにとどまり、契約前であれば対象となります。

**Q 3-3 : 補助対象期間中の経費は、補助対象期間後に支払った経費でも補助対象になりますか。**

A 3-3 : 令和4年2月末までに支払いが完了していることが確認できる経費が対象となります。(クレジットカードでの支払いの場合、一括払いで、口座から総額が引き落とされている必要があります。)

**Q 3-4 : 国内用プロモーション動画等と海外用プロモーション動画を一体的に作成する場合の経費は対象になりますか。**

A 3-4 : 海外用プロモーション動画等にかかる経費のみが対象となります。

**Q 3-5 : プロモーション動画等に登場する製品の仕入れ代金は対象になりますか。**

A 3-5 : 対象になりません。

**Q 3-6 : 対象、対象外の経費は。**

A 3-6 :

対象 : 動画、ホームページ、デジタルパンフレット作成を生業としている業者に発注するもの、制作物の翻訳費、制作物に申請事業者名が記載されているもの

対象外 (例) : 自ら作成するコンテンツに係る経費、制作物に申請事業者以外 (グループ企業を含む) の事業者名やブランド名が記載されている場合、ホームページ管理費 (サーバ・ドメイン代) ・保守費用、展示会出展料

**Q 3-7 : プロモーション動画等の撮影作業などビデオカメラ、パソコン等が必要となりますが、補助対象になりますか。**

A 3-7 : 機械又は備品の購入費用は補助対象外です。

**Q 3-8 : 同一期間内に本補助金と国や県の他の補助金の両方を利用することはできますか。**

A 3-8 : 同一費目に対する重複利用は認められません。

(例えば、他の補助制度で当該補助金と同一のプロモーション動画作成の補助を受けている場合、本補助金において補助を受けることはできません。)

**Q 3-9 : ジェトロの動画作成支援を受けた企業は対象になりますか。**

A 3-9 : 補助対象となる企業は、新たにオンライン展示会・商談会用の動画や多言語ホームページを作成する県内に本社を置く中小企業等です。そのため、ジェトロの動画作成支援を受けた企業については、動画作成への補助は対象外となりますが、その他のホームページの多言語化やデジタルパンフレットの作成は対象となります。

## 4 審査・採択について

**Q 4-1 : 事業計画の中で、どのような点が審査されますか。**

A 4-1 : ①事業計画の妥当性 (目的と手法の合致、目標設定、発展・継続の可能性)、②推進体制の妥当性 (担当人員、組織体制など)、③出展する国・地域の妥当性 (市場の有望性など)、④出展する製品の妥当性 (市場ニーズ、優位性)、⑤本補助事業で見込まれる効果などを総合的に審査します。

**Q 4 - 2 : 面接やプレゼンはありますか。**

A 4 - 2 : 書面による審査のみとなります。(取り組む内容を漏れなく事業計画書に記載してください。)

## 5 補助金の交付について

**Q 5 - 1 : 交付決定した金額以上に経費が発生したのですが、交付決定額を超える補助金はもらえますか。**

A 5 - 1 : 交付決定した金額が補助金の上限となります。仮に交付決定額20万円だった場合、実際の補助対象経費の2分の1が30万円となっても補助金は20万円となります。

**Q 5 - 2 : 補助金はいつもらえますか。**

A 5 - 2 : 補助金は補助対象事業終了後、精算払いとなります。その間の資金は補助対象者自身で確保してください。事業完了後、実績報告書を県へ提出していただき、内容を審査し補助金額を確定します。その後、補助金請求書を県に提出いただいた後、約2週間後に指定された金融機関口座に振込む予定です。

**Q 5 - 3 : 補助金交付要綱に、補助事業終了後5年間は補助事業の実施結果に関する調査に応じる必要がありますが、どのようにすればいいのですか。**

A 5 - 3 : 前年度の成約額やその後の取組など、海外ビジネスの状況等について、次年度以降5年間、年度ごとに様式第12号を作成し、4月末日までに前年度の状況を県に報告していただきます。

**Q 5 - 4 : 事業は令和4年2月までなのになぜ5年間の調査に応じる必要があるのですか。**

A 5 - 4 : 国税を原資とする補助金の効果を適切に把握するためです。

## 6 その他

**Q 6 - 1 : 本Q & Aに記載されていない注意事項はありますか。**

A 6 - 1 : 本Q & Aに記載されている内容は、代表的な質問に対する回答です。ご不明な点は下記までお問い合わせください。

埼玉県 産業労働部 企業立地課 国際経済担当

電話 048-830-3779 Email [a3900-05@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3900-05@pref.saitama.lg.jp)